

令和5年10月から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。
適格請求書(インボイス)とは、売手が買手に対して適用税率や消費税額等を伝えるもので、
現行の請求書に「登録番号」「適用税率」「消費税額」等の追記が必要になります。インボイス
発行事業者になるためには、税務署長に登録申請書を提出するなど事前準備が必要です。

はじめてでも分かる

インボイス制度および 電子帳簿等保存制度セミナー

何が
変わる？

いつまでに
どんな手続き
が必要？

うちに関係
ある？



【大社会場】

日時: 7月14日(木) 15時~17時

場所: 出雲商工会大社本所(大社町杵築南1344)

【湖陵会場】

日時: 7月15日(金) 14時~16時

場所: 湖陵コミュニティーセンター(湖陵町二部1320)

講師: 株式会社グローバル

代表取締役 **大倉 宏治氏**

(公認会計士、税理士)

出雲商工会 宛 (FAX 0853-53-2252)

事業所名		ご連絡先	
受講者名	所属・役職:	氏名:	
参加会場	7/14 出雲商工会大社本所	7/15 湖陵コミュニティーセンター	